

70歳から74歳の方の医療費について

医療費は、月ごとに、各医療機関(病院、薬局等)、入院と外来で、それぞれ下記の限度額までが自己負担になります。

所得区分		自己負担	入院の限度額	外来の限度額	食事代	手続の必要性
現役並み	Ⅲ 課税所得 690万以上	3割	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【多数該当:140,100円】		1食 550円	不要
	Ⅱ 課税所得 380万以上		167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【多数該当:93,000円】			
	Ⅰ 課税所得 145万以上		80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【多数該当:44,400円】			
一般		2割	57,600円 【多数該当:44,400円】	18,000円 【年 144,000円】		不要
住民税 非課税等	Ⅱ 住民税 非課税世帯	2割	24,600円	8,000円	1食 270円	標準負担 額減額証 を取得※
	Ⅰ 年金収入 80万円以下		15,000円		1食 130円	

※当院では、限度額適用認定証や標準負担額減額証を取得・提示しなくても、マイナ保険証の提示またはお申し出によりオンライン資格確認による限度額登録が可能です。医療機関(病院、薬局等)によって対応が異なりますので、直接ご確認ください。

・衣類リース代、オムツ代、室料等は医療費に含まれませんので、高額療養費の対象外です。

【多数該当】…過去12ヶ月以内に3回以上、上限に達した場合4回目から上限額が下がります。希望される方は外来計算窓口でお申し出ください。

【合 算】… 同じ健康保険に加入している複数の方が医療機関にかかった場合、1人の方が複数の医療機関に受診した場合、同月に入院と外来があった場合は、医療費が合計され、自己負担限度額を超えた額が保険者より払い戻されます。